

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に関する事務を行う。 具体的な事務内容は、下記のとおりである。 1、身体障害者手帳交付申請書の受理及び申請に対する応答 2、身体障害者手帳の更新(障害程度の変更)及び再交付(紛失等)の申請受理及び申請に対する応答 3、氏名変更、居住地変更の届出の受理 4、身体障害者手帳の返還届の受理 5、身体障害者手帳交付台帳の整備 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを經由して照会する。
③システムの名称	障害福祉システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳保有者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 ・番号法別表第1の20の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項並びに主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(個人情報保護委員会規則第一号)第14条に基づく平成28年度の評価書の見直し
平成28年7月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	訂正。 法別表第二の情報照会者及び提供者は限定列举であり情報提供は東京都知事が行なう。
平成28年7月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の16,27,28,31,54,55,56,2,57,79,106及び116の項	—	事後	訂正。 法別表第二の情報照会者及び提供者は限定列举であり情報提供は東京都知事が行なう。
平成28年7月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(個人情報保護委員会規則第一号)第14条に基づく平成28年度の評価書の見直し
平成28年7月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(個人情報保護委員会規則第一号)第14条に基づく平成28年度の評価書の見直し
平成28年12月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に関する事務を行う。 具体的な事務内容は、下記のとおりである。 1、身体障害者手帳交付申請書の受理及び申請に対する応答 2、身体障害者手帳の更新(障害程度の変更)及び再交付(紛失等)の申請受理及び申請に対する応答 3、氏名変更、居住地変更の届出の受理 4、身体障害者手帳の返還届の受理 5、身体障害者手帳交付台帳の整備	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に関する事務を行う。 具体的な事務内容は、下記のとおりである。 1、身体障害者手帳交付申請書の受理及び申請に対する応答 2、身体障害者手帳の更新(障害程度の変更)及び再交付(紛失等)の申請受理及び申請に対する応答 3、氏名変更、居住地変更の届出の受理 4、身体障害者手帳の返還届の受理 5、身体障害者手帳交付台帳の整備	事前	
平成28年12月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 篠崎省三	障害福祉課長 保坂春樹	事後	
平成30年12月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年12月12日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 保坂春樹	障害福祉課長	事後	様式変更のため
令和2年3月3日	評価書名	身体障害者手帳の交付に関する事務	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項並びに主務省令(※)第11条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項並びに主務省令(※)第11条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、	平成30年7月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年7月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 障害福祉課 障害福祉管理係 ②所属長の役職名 障害福祉課長	①部署 障害者支援課 支援サービス係 ②所属長の役職名 障害者支援課長	事後	
令和2年12月3日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部 障害福祉課 障害福祉管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番	事後	
令和2年12月3日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康福祉部 障害福祉課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850	健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係	事後	
令和2年12月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和元年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しいき値判断項目	令和元年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しいき値判断項目	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項並びに主務省令(※)第11条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の20の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	事後	法令上の根拠再整理
令和5年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	



職員直

々、行

々、行

職員直

職員直

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—



